

休業期間中の総合事業の報酬について

R6. 4. 1

三木町

風水害、感染症発生及び職員不足など事業所都合による休業期間中の総合事業の報酬については、下記のとおり日割りで計算して算定をお願いします。

(例) 1か月31日のうち、4日間休業した場合

サービスコード	サービス内容略称	計算式
A2 2111	訪問型独自サービスⅠ日割	39単位×27日=1,053単位
A2 2211	訪問型独自サービスⅡ日割	77単位×27日=2,079単位
A2 2321	訪問型独自サービスⅢ日割	123単位×27日=3,321単位
A6 1112	通所型独自サービス1日割	59単位×27日=1,593単位
A6 1122	通所型独自サービス2日割	119単位×27日=3,213単位

- ①休業期間の最初と最後が事業所の定休日にあたる場合、その日は日割り対象外として除くが、休業期間中の事業所の定休日は日割りの対象とする。
- ②休業した日に利用予定であった方を日割りの対象とする。(休業の影響を受けず、ケアプラン通りの回数利用していれば月額報酬とする。)
- ③休業期間が前半(3日間)、後半(4日間)など同月内に複数回ある場合は、それぞれの休業期間中に利用予定であった方を日割りの対象とする。(3日間、4日間、7日間いずれかの日割り)
- ④休業期間中に代替サービスを提供し、ケアプラン通りの回数を提供した場合は、月額報酬を算定。
- ⑤休業期間中の利用日を同月内の他の週に振替え、ケアプラン通りの回数を提供した場合は、月額報酬を算定。